

第三部 大正期

第十四章 農村問題の新局面

第一節 郡町村制の消長と第一次世界大戦

第一次世界大戦とわが町

明治天皇は明治四十五年（一九一三）七月三十日に崩じ、九月三十日御大葬の日に乃木希典大将夫妻が殉死した。明治時代は終りをつけ、大正時代が幕を明けた。大日本帝国憲法のもとで、兵役、納税、教育を国民の三大義務となし、五箇条の御誓文や軍人勅諭や教育勅語を精神的支柱とした富国強兵、文明開化の政策は、わが国を軍事的、半封建的、帝國主義的、中央集権的、天皇制の近代国家として、世界五大強国の地位に躍進せしめたのであった。

但馬出身の加藤弘之（初代東京帝国大学総理）、久保田譲（文部大臣）、浜尾新（東大総長、文部大臣）、桜井勉（内務官僚、各県知事）らが活躍し、中央での立身出世の場を求めて、四民平等、忠君愛国のイデオロギーのもとに希望に燃えた青年が、続々と郷里を遠く離れて遊学し、社会各方面に進出することが現実的に可能となった時代が明治新時代であった。日清、日露の戦役の大勝利をはじめとし、軍事的な大陸進出が日本

人のエネルギーの高揚に重要な役割を果し、次の時代への進路に向って大きく歩みを進めようとしていた。

この中で日本の農村は、日露戦争以後の農村恐慌から仲々立直れないでいた。米価は低落し、大正二年（一九一三）一石当り二二円台、大正四年（一九一五）一石当り二三円台となり、農村経済はほとんど破たんに瀕していた。米と繭の価格変動は農民の負担に重圧を加えていた。又、日本経済は明治四十年（一九〇七）から四十一年（一九〇八）へかけて輸入超過が激増し、国際収支が悪化し、対外収支の異常な赤字に喘いでいた。この難局を突破して日本経済に飛躍的な発展の機会をもたらしたのが第一次世界大戦であり、まさに「大正時代の一大天佑」であった。

第一次世界大戦は大正三年（一九一四）六月、オーストリアの皇太子がセルビアの青年に暗殺されたのをきっかけに、七月二十八日オーストリアがセルビアに宣戦、八月にはドイツ・オーストリアが英・仏・露との間で宣戦、日本は日英同盟を理由にして八月二十三日にドイツに対し宣戦を布告した。この大戦は、独・オーストリア・伊の三国同盟と、これに対抗する英・仏・露の三国協商を軸にして拡大し、全世界をまきこむに至り、歴史上最初の世界戦争に発展した。この戦争は根本的に帝国主義列強の植民地支配確保のための世界分割戦争であったが、日本は中国における権益の拡大をめざし、山東半島のドイツ租借地、膠州湾と青島を攻略、更にドイツ領南洋群島を占領し、翌大正四年（一九一五）には対華二十一カ条要求を認めさせた。

姫路師団の歩兵第三九連隊の一個大隊は、参戦直後の大正三年八月三十日、独立歩兵第二大隊を編成して出動し、青島攻囲戦に参加し、十一月に青島が陥落した後も、引き続き青島の守備や山東鉄道の守備に従事した。翌大正四年三月にも、姫路師団管下の歩兵第一〇連隊および鳥取などの部隊が混成旅団を編成し、出動

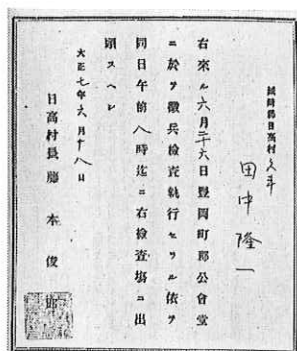


写真123 大正7年 徴兵検査通知書

し、北支に駐屯したが、いずれも程なく凱旋した。

大正六年（一九一七）四月にアメリカも参戦し、十一月にはロシア革命が起ってレーニンの共産主義のソビエト政府が誕生した。大正七年（一九一八）三月、ソビエト政府はドイツと単独講和を結んだが、七月には日本政府は英・米・仏の諸国と共にシベリアにいるチェコスロバキア軍捕虜を救出するという名目でシベリアに出兵した。八月には姫路師団もシベリアに出動した。姫路師団は大正八年（一九一九）二月以降あいついで凱旋したが、日本軍のシベリア出兵はその後も続き、大正十一年（一九二二）に漸く撤兵をみている。

ベルサイユの講和条約は、大正八年（一九一九）六月二十八日、連合国とドイツとの間で締結された。ここで日本は世界の強国として、青島におけるドイツ利権の継承、南洋ドイツ領諸島の国際連盟よりの委任統治の名目による領有、などが認められたが、講和会議最中の五月四日に北京では日本帝国主義反対の学生デモが起っている。第一次大戦の終了は国際平和機構たる国際連盟を生み出したが、所詮は第二次大戦への跳躍台を準備したにすぎなかった。

この大戦は、主戦場たる欧州から離れていた日本に殆んど被害を与えず、戦争が長期化した結果開戦後一年半を過ぎた頃から、海外よりの注文によりわが国からの軍需品や諸物資の輸出が増大して出超となり、国内産業は急激に発展して、いわゆる大戦景気に湧き立

った。特に造船業、海運業、鉄鋼業、化学工業、紡績業、製糸業などの産業部門が著しく発展した。かくて戦争中に大発展を遂げた世界の資本主義は、大戦終結の翌々年頃から景気が後退し、大正九年（一九二〇）から大正十一年（一九二二）にかけて、株の暴落、金融恐慌、生糸、繭価、米価の暴落、が相次ぎ、戦後恐慌という大反動期を迎えた。

戦後景気では日本は大正八年から九年にかけて、戦後世界一の債権国にのし上った米国の好景気に便乗した、生糸を中心とする対米輸出の増加により、一時的に好景気に見舞われている。しかし、世界大戦中の外貨の蓄積は、関東大震災の起った大正十二年（一九二三）には早くも無くなっていた。

大正七年（一九一八）九月十三日付で、日高村長藤本俊郎から兵庫県知事宛に提出した「江原駅夜行列車停車ト駅名改称ニ関スル請願」の中に、次のような文章が含まれているが、これは第一次世界大戦終了の時期におけるわが町の現勢を要約したものだといえよう。

「山陰本線ノ江原駅ハ鳥取駅ニ次グ貨物集散高ノ多キ駅ニシテ、山陰線中貨物集散上第二位ノ駅ナリ。而シテ常ニ之ニ依ル旅客ハ、城崎郡日高、八代、国府、三方、清滝、西気、中筋、出石郡出石、室埴、合橋、高橋、神美、小坂、養父郡宿南村等、約十四ヶ町村ニシテ、近時商工業界ノ発達ハ著シク地方繁栄ノ原因ヲ示シ、旅客貨物ノ数ヲシテ益々増加セシムルモノアリ。殊ニ江原駅所在ノ日高村ノ発達ハ、西気、出石、二輕便鉄道敷設ノ中心トナリ、県営原蚕種製造所、県農事試験場但馬分場ヲ始メ、江原、府中、栗栖野郵便局等、私設トシテハ郡是製糸江原工場、其他各種ノ製造場、及ビ品川白煉瓦会社出張所、江原銀行、城崎共立銀行、西気村風穴、宿南村ノ県営種畜牧場等、何レモ商工業上ノ取引關係ヲ有セザルモノナク、大ニ地方ノ

面目ニ一新紀元ヲ劃スル所ナリ。日高村サキニ町制施行ヲ請願シ、人文及物質ノ向上發展ニ伴ハンコトヲ期セリ。」と。

財政の窮乏と郡制の廃止

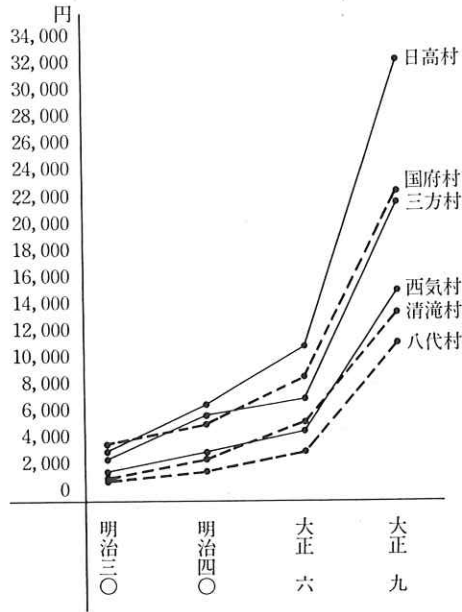
世界大戦はインフレーションをもたらし、物価の騰貴と人件費の暴騰により町村財政は急激に膨張し、財政窮乏がはげしくなった。明治四十三年（一九一

〇）以降町村財政強化のために推進された、部落有林野を町村財産に統一させる方針も、容易にその効果があらなかった。町村財政を大きく圧迫したのは義務教育費であつて、小さな町村では町村費の七割は義務教育費であつたといわれるが、大正七年（一九一八）三月には「市町村義務教育費国庫負担法」が公布され、市町村立小学校教員の俸給の一部を国庫が負担する制度がはじまつた。

一方において大正七年九月に成立した原敬内閣は、平民宰相による政友会内閣の出現ということで、国民の人気をとるため積極政策を推進した。結核予防法、トラホーム予防法、都市計画法、道路法、をはじめ、産業振興、農作物増産奨励のための諸法令がつぎつぎと公布され、地方行政事務はますます繁忙となり、市町村の土木、衛生、勸業、社会事業、教育、などの経費は激増する一方であつた。その財源としてあてられた町村税（地租附加税、戸数割附加税の二本立）について、その増加ぶりを迎ってみると、表43のとおりであつて、大正期に入ってから住民負担の急増は総額において著しく、それはまた国税の附加税でなく、戸数割の附加税の増徴によつて実現されている。

大正七年（一九一八）二月、日高村においては電灯村営事業移管の議が起つてゐる。それは村費の財源を

表43 町村税総額及び地租附加税・戸数割附加税表
(城崎郡公報より。金額は予算額とす)



が大正九年には二万五五二三円と、約三倍に激増している。おそるべき増税の進行であった。又、財政規模も急激に膨張の一途を辿り、日高村の歳出決算額は、大正七年(一九一八)度が二万三〇〇〇円、大正九年(一九二〇)度は四万二八〇〇円、大正十一年(一九二二)度は実に八万四〇〇〇円を突破した。

大正九年(一九二〇)に日高村では地租其他制限外課税を設定するための理由を次の如くのべている。
「諸物価益々暴騰して停止する所を知らず。為に村吏員、学校職員等、俸給に衣食する者、困難甚だしき

確保するための方策であった。その趣旨は「欧州の大戦勃発以来、物価の暴騰は停止するところを知らず、村費の自然増大は止むなきに至ったが、財源は戸数割附加税によるほか途はないけれども無制限に賦課することもできないので、他に適当な財源を求めなければ時勢の進展に應ずることはできない。そこで電灯事業を村営として財源としたい」という考えで、これが日高村会に諮問されている。しかし、この案は採択されるに至らなかった。表43に明らかであるが、日高村の戸数割附加税徴収額は、大正六年には八七六六円

を以て、俸給額百分の七十の特別手当を支給せんとするに当り、本村歳出の総額は三万六一九九円の巨額に達す。戸数割は一戸平均二四四六銭八厘にして、此以上の重荷に堪へず。故に地租其他制限外課税を稟請する所以なり。」

この大正九年という年は、世界大戦後の経済恐慌が起つた年で、政府、地方自治体ともに財政危機に見舞われ、ことに全国の多くの郡において負債が増大し、そのため行財政整理が緊急の課題となり、原敬内閣は郡制廃止を打ち出し、大正十年（一九二一）四月十一日「郡制廃止に関する法律」が公布され、二年後の大正十二年（一九二三）四月一日から郡制は廃止された。

郡制の廃止により、三〇年の歴史をもつ自治体としての郡は消滅し、郡有財産は県や町村に移管され、郡費補助団体のうち、教育会、在郷軍人会、青年会、農会、畜産会、水産会などは県に引き継がれ、郡吏員人件費、郡会諸費、土木費、教育費、勸業費などが削減されたが、郡長は純然たる行政官として町村の指導にあたることとされて尚存統していた。

郡長および郡役所が全廃されたのは大正十五年（一九二六）七月一日である。この日をもって城崎郡長も城崎郡役所も名実共に廃止された。

郡制が廃止されたことは、町村長の権限の拡張であり、町村自治の拡大であった。兵庫県下二五郡四三〇カ町村の町村長は、大正九年（一九二〇）十月、兵庫県町村長会を結成しており、町村長会が町村自治拡大への推進力となっている。しかしまた、郡制廃止の結果、兵庫県庁との連絡に不便な町村にとっては、マイナスの面も免れなかった。このことは、のちに戦時下の国家総動員体制時代が到来した際、昭和十七年の全

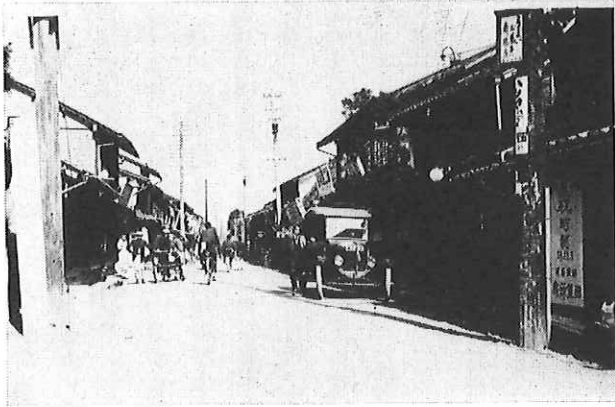


写真124 大正14年 町制実施当時街頭風景（江原本町付近）（河本重成提供）

国的な地方事務所の復活につながるのである。

町村自治の拡充と選挙権の拡大

明治四十四年（一九一七）

四月に、市制町村制の改正

が行われ、市町村長の専決権の拡大、市町村会の招集、開閉権、吏員任命権などの権限が拡大された。これは町村自治の拡充の趨勢を示すものであった。

第一次世界大戦下における商工業の躍進に伴い、日高村は町制施行を請願し、新たな飛躍を求めていた。日高村に町制が施行され日高町となるのは、大正十四年（一九二五）十一月一日で、第一四代友田一郎村長の時代に実現した。

大正十二年（一九二三）の郡制の廃止と、大正十五年（一九二六）の郡長、郡役所の廃止によって、町村長の権限が拡張し、町村自治が拡大したことは前項ですでにのべたとおりである。

大正期はまた、国民の参政権である選挙制度が、大きく住民参加のデモクラシーの方向へ進展をみせた時期でもあった。衆議院議員の選挙制度のうち、選挙区制度についてみると、明治二十二年（一八八九）の選

挙法では但馬八郡の区域が兵庫県第九区として定員二名で発足し、明治三十三年（一九〇〇）の改正では兵庫県下郡部一名の大選挙区となっていたのが、大正八年（一九一九）の改正で、城崎郡美方郡の区域が兵庫県第一二区、出石郡養父郡朝来郡の区域が兵庫県第一三区、いずれも定員一名という小選挙区制が採用されている。この小選挙区制は、第一四回（大正九年五月十日）第一五回（大正十三年五月十日）総選挙の二回の総選挙において実施をみているが、大正十四年（一九二五）の普通選挙制実施に際し廃止され、以後但馬丹波の区域が兵庫県第五区となり定員三名の中選挙区に移行するのである。

表44 有権者数の増大

村名	選挙の種類	大正十三年	昭和三年
日高村	衆議院議員	三七三	一、四〇二
	県会議員	七四二	一、三七七
	村会議員	八四一	一、一八一
三方村	衆議院議員	三〇八	一、一七八
	県会議員	七〇六	一、一七八
	村会議員	七二六	一、一七八
八代村	衆議院議員	一三七	三〇八
	県会議員	二五一	三〇三
	村会議員	二六五	三〇三

三十三年（一九〇〇）の直接国税一〇円以上の条件が、大正八年（一九一九）には直接国税三円以上、に緩和され、大正十四年（一九二五）には納税資格を全廃した制度、即ち普通選挙制度が実現する。これによって、有権者数は一挙に拡大し、全但数字において次のとおり値を示すに至った。

明治二十三年	一五七九名	人口比	〇・七%
大正六年	五三九八名	人口比	二・二%
大正九年	一一〇二一名	人口比	四・七%
昭和三年	五三四九〇名	人口比	二一・五%

有権者数の増大について、日高村(町)、三方村、八代村、の三方村の大正十三年(一九二四)と昭和三年(一九二八)の数字があるので参考までにのせておく。(表44)

第二節 米騒動から小作争議へ

米穀検査の実施

産米の品質を向上させ、米価を安定確保することは、地主にとっても、耕作農民にとっても、その利益に合致する課題であった。特に地主と、米穀商人と、県下各地の農会の要望にこたえた形で、兵庫県は明治三十九年(一九〇六)十月に、米穀の乾燥を十分にし、調整を完全に、俵装を堅固に、容量を一定にするようにとの告諭を発した。明治四十一年(一九〇八)一月三十一日の兵庫県令で「米穀検査規則」が出された。検査の内容には、品質、粒形、乾燥、調整、容量、俵装について、こまかく規定され、合格不合格を判定し、違反者は料料または拘留に処するという罰則があった。この検査の実施によって、産米、俵装は改良され、米価も上がり、非常に大きい効果が上ったとされているが、但馬五郡にあっては実施が除外され、気候上産米の品質がよくないこと、他地方へ移出するほど米の産額が多くなかったこと、運輸の不便なこと、などのため「生産米ノ状況他ト異ナルモノアルヲ以テ」、兵庫県下では但馬五郡のみが特別扱いをされ実施が延期されたのである。

このような米穀検査の実施をめぐって、地主、米穀商人、酒造業者には利益がもたらされたが、一方小作人には、良質の米を増産するための労苦がふえ、また四斗俵の丁寧な俵装や、検査のための負担が加わるこ

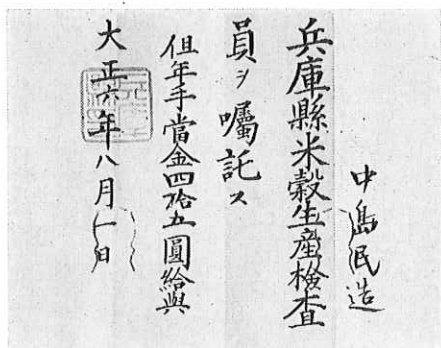


写真125 兵庫縣米穀生産検査員辞令
(中島善則蔵)

ととなるので評判が悪く、地主と小作人の対立が表面化しはじめた。

但馬地方における米穀検査の実施は大正六年(一九一七)にはじまっている。検査員は一村一人の割で置かれたが、大正六年八月一日付の中島民造(西気村水口)に対する兵庫縣米穀生産検査員を囑託する辞令には、「年手當金四十五円給与」するとある。

大正六年九月より大正七年三月までの期間に実施された、国府、八代、日高、三方、西気、清滝、六カ村の米穀検査の成績表をみると、合格米の歩合は全体の平均値で八三%を示しており、城崎郡全体の割合の八二%とほぼ同じであるが、国府村は九三%と最も成績が良好であるのに、日高村は六一%と郡内でも最も成績が不良であった。不合格の理由は乾燥不良、米質不良によるものが多かった。

他地方へ輸出される産米は、国鉄の駅毎に設けられた米穀輸出検査所で検査された。城崎郡内の米穀輸出検査の大正六年度の数量をみると、豊岡駅派出所の取扱数量が圧倒的に多く、江原駅詰所がこれに次ぎ、両駅の合計が三万六〇五三俵に達している。

日高地域でも米穀検査の評判は頗る悪かった。農民にとっては「自分が作った米を勝手に検査されたうえ悪い等級をつけられる」ということで、各所で紛議が生じたという。しかし、米穀検査に対する不満も、米

騒動にまで結びつかなかつたところに、日高地域における一つの大きな特徴がみられる。

米騒動わが町に波及せず

大正七年（一九一八）七月下旬、富山県下に勃発した米騒動は、たちまち全国に波及した。その原因は第一次世界大戦の戦争景気によるインフレ傾向と、戦

争前の四倍に達する米価の高騰にあり、それは生活に困窮する民衆の自然発生的で無計画的な大衆行動となつた。当時シベリア出兵の決定をうけて、米商人や地主らが投機的に米価高騰をあおつたため、米の小売値は急騰し、一升当り（一石当り）値段が、七月二十五日には四〇銭（四〇円）、八月八日には五五銭（五五円）、八月九日には六二銭（六二円）を突破するに至り、米騒動の集団は米価の引下げ、安売り要求をかかげ、県外移出反対や、困窮者救済などを要求して米商人や、資産家などを襲撃した。

全国三〇〇カ所以上で騒動が起り物情騒然となり、政府は警察のみならず軍隊を出動させて九月中旬までかかってこれを鎮圧した。参加総数は七〇万人以上、数万人が検挙され七七〇〇余人が起訴された。兵庫県下においては八月十四日から二十日までの一週間に、神戸市内で七九四人、その他の県下各地で一九八四人が検挙され、その後も検挙は続けられた。起訴されて公判に付された者は兵庫県下全体で三五九人（のほり、その罪名は強盗（一四三人）、騒擾（九五入）、恐喝（六九人）のほか、住居侵入、脅迫、放火、窃盜、などに問われており、判決も無期懲役三人をはじめとして、懲役に処せられた者は二四九人を数えたといふ。（『兵庫県百年史』）

但馬地方では、豊岡で八月十一日に町民大会が開かれ、八月十五日夜半三〇〇人が数軒の米屋を襲撃し

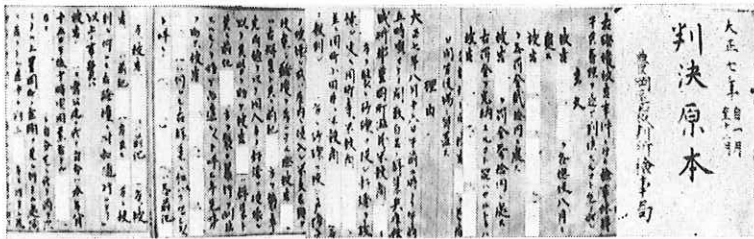


写真126 豊岡米騒動騒擾事件判決文（目で見る豊岡の明治100年史より）

た。朝来郡梁瀬村や栗鹿村でも八月十五日夜一〇〇人が米屋を襲撃しようとして楽音寺に集合したが警察や消防団に阻止された。八月二十二日夜には養父郡口大屋村や美方郡西浜村諸寄で小規模な動きがあり、そのほか八鹿町、養父市場村、広谷村、大屋村などでは暴発寸前で免れている。しかし、このようにして燃え上った米騒動は、わが日高地域には遂に波及してこなかった。

豊岡町における米騒動の状況について、豊岡区裁判所において行われた騒擾事件の公判の裁判の判決文に、次のような事実関係と処断刑が記載されているので要旨を紹介しよう。「大正七年（一九一八）八月十六日、午前二時より午前五時までの間、数百名の群集が豊岡町滋茂の米屋を襲い、土砂や小石を投げつけ、軒燈を破壊し、更に同町寺、並に同町小田井の米屋に殺到し、土砂や小石を投げつけて戸障子を破壊し、或は家屋内に侵入し、米や麦や豆類を投げ棄てて騒擾に及んだ。その際に、群集と共に米屋を襲って率先して雨樋で軒燈を破壊した者と、暴行を制止しようとするのを妨害して『やれやれ』などと大声で叫んで率先して勢を助けた者の二名は、いずれも懲役八カ月、また、右群集に加わって『ワツシヨ、ワツシヨ』と呼び米屋に殺到し附和随行了した者五名は、それぞれ二〇円又は三〇円の罰金に処する。」ということであった。

豊岡でこれだけの騒擾が勃発した誘因としては、旧暦盆の「盆おどり」の群集

の勢いが崩れて群集心理で繰り出したことがあげられている。

日高地域に米騒動が波及してこなかった原因はなぜだったのだろうか。第九章第二節、農業技術の改良と地主会の役割の箇所です。その主な条件の一つにすでにふれた。しかしそのほかにいくつかの事情が考えられる。当時、町内各地に米の小売商がいた。例えば、赤木松之助、小西保市郎、小島伝蔵（江原）、高階孝太郎（宵田）、隅田長年、早田萬吉（鶴岡）、田里一治（東構）、綿貫孫蔵（久斗）、鎌田万兵衛（伊府）、浜田岩蔵（石井）、柿本佐一（篠垣）などの米穀商店があったけれども、幸いにしてすべて無事平穩であった。

この地方は、そもそも米、麦、特用作物をはじめとし、自給自足的な農産物生産地帯で、米は他地方への輸出後も十分に保有確保されていた。さらに当時、養蚕製糸業は好況を呈しており、郡是江原工場は拡張に次ぐ拡張を続けていた。また三方地区庄境の品川白煉瓦株式会社の蠟石採掘は大正六年（一九一七）から軌道に乗り、五〇台の荷馬車を利用するの蠟石運搬は一カ月三七〇〇トンに達していた。

地区別にみても、国府地区は穀倉地帯であって、円山川の洪水対策のため米の備蓄が徹底している地帯であったし、八代地区は人口が少く、自給自足の条件に恵まれていた。日高地区においても米が不足することはなかったし、三方地区は米は十分余裕のある地域である。西気地区も気象条件が貯蔵に適し、端境期の保有米の準備があり、清瀧地区も食糧の自給は確保されていた。従って、米価の高騰に対して、家計が窮迫し経済が破綻するという心配がなかったし、また地主小作制度、親方子方制度が行き渡っていてその結合が強固であった。

このようなすべての条件が、この地方に米騒動の波及を防ぐ防波堤として作用したと考えられる。幕末期

の慶応二年（一八六六）に起つた西の下谷騒動事件から半世紀、住民の対応はその生活環境を反映し、不安定な全国的な社会世相の中での比較的安定した平和な農村地帯として、新しい局面をくぐりぬけた。

品川白煉瓦の三〇〇人を越す鉾石運搬人夫は、夕食の仕舞酒の話題にして、賑やかに面白く各地の米騒動の模様を語り合つたけれども、決してこれと軌を一にした行動に出ることはなかつたのである。

地主小作関係調整の進展

すでにのべたように、米穀検査の実施や、世界大戦下の好況がもたらした米価の高騰は、米騒動の勃発を招いたが、販売米を多量にもつ地主層と、生産米を収奪される小作農民との間に、所得格差が増大し、階級斗争の傾向が激化する情勢となつてきた。

農村における小作争議は全国的に急増し、兵庫県下においては大正六年（一九一七）にわずか五件であったのが、大正八年（一九一九）には七三件に達したが、但馬地方の小作争議は兵庫県下では初期における最大の比重を占めていた。

「農商務省調査局、小作争議に関する調査、其の二（大正十一年）」によれば、大正六年には全但で三件（出石郡二、朝来郡二）、大正七年には全但で一件（出石郡二）、大正八年には全但で五〇件（朝来郡三八、養父郡八、城崎郡四）、大正九年は不明、大正十年には全但で一四件（養父郡七、朝来郡二、城崎郡二、美方郡二、出石郡一）の小作争議件数を数える。尚、「兵庫県郡役所事蹟録下巻（昭和二年）」には、大正六年に高柳村に二件発生していることが載っているし、これらの数字をみれば、但馬地方が小作争議の多発地帯であり、しかも大正八年ごろがそのピークをなしていたことが知られよう。

従つて、この時期において、地主と小作人との間の協調、調整に懸命の努力が傾注されることとなつたのは当然である。次の日高村の地主小作人間の協定はその成果の一つである。

「日高村地主小作人間協定書」(要旨)

大正八年(一九一九)四月協定

第一条 小作米ハ生産検査合格米ヲ以テ納入スルヲ原則トス

第二条 従前ノ慣例タル込米一石ニ付四升ハ今後之ヲ廃止ス

第三条 合格米ノ奨励米ヲ左ノ標準ニヨリ支給ス

大粒青、二ツ判一石ニ付四升

一ツ判一石ニ付二升

小粒赤、二ツ判一石ニ付三升

一ツ判一石ニ付一升

第四条 作柄ノ状況ニヨリ止ムヲ得ズ不合格米ヲ納付スル場合ハ、一石ヲ九斗六升ノ格下ト見ナシ取引ス

第五条 金納ハ、一ツ判合格米ノ価格ヲ以テ納付シ、奨励米ヲ附サナイ

第五条 端米ハ、俵米デ納入スル場合ニ限り奨励米ヲ給シ、過剰米ハ返戻ス

第七条、地主ハ、農事奨励ノタメ、田方納米、一石ニ付一升ノ割合デ時価ニ換算シタ現金ヲ向フ十カ年間、

小作会ニ交付スル、金納ノ場合モ同様トスル、時価ハ其ノ年ノ取引相場ニヨル

第八条、貸借土地ニ関スルスベテノ問題ハ各個人ノ関係ヲ本旨トシ、相互ノ団体的行動ヲナサザルコト

この協定は、米穀検査規則が実施される限り地主小作人双方が厳守すべく、規則が廃止されたときは込米、小作米納入方法等すべて旧来の慣行に復すものとされ、地主、小作人の各代表者が署名し、日高村長がこれを保管した。

大正八年四月二十二日付のこの協定書に署名した者は次のとおりである。

地主代表……河本重利、戸田治助、長谷川素、熊田庄之助、上嶋武夫、岡本菊十郎、藤本源藏、成田喜代藏、福島庄兵衛、長谷川儀重郎、井垣市太郎、佐々木熊吉、林松藏、森垣利助、成田太郎治、多田俊藏、川上藤太郎（以上一七名）

小作人代表……田中金治郎、中田藤太郎、木内関太郎、石橋作吉、小田垣亀太郎、成田太藏、佐々木與造、北井林三郎、田中惣助、大石品造、宮村米藏、三木貞治郎、柴田岩太郎、松下徳太郎（以上一四名）

この協定には、日高村内の地主と小作人が全面的に参加しているが、小作人側に対し、込米の廃止、奨励米の支給、奨励金の交付、などの条件を譲歩する一方で、地主側としては、生産検査合格米をもって小作米を納入することや、貸借土地に関するすべての問題は各個人の関係を本旨とし、相互の団体的行動をなさざることという重要な項目を確保した。このような協定の存在と、これを生み出した協調的空氣が、この地方の小作争議の予防に役立つたのである。

小作争議の無風地帯

但馬地方は県下の他地方に比べて小作料が高率であったとされ、米穀検査の実施や、風水害による被害もあり、猛烈な勢で小作争議が発生したにもかかわらず、わ

が町の区域は小作争議の無風地帯ともいうべき姿を示していた。

兵庫県下における小作争議件数は、大正十年（一九二一）に四一五件、大正十一年にはやや減少したものの、大正十二年（一九二三）には四七二件と最高の発生をみた。大正十四年（一九二五）七月には但馬農民組合期成連盟が発足して浜坂町を中心に組織づくりに入ったといわれ、小作人の権利意識の高揚と小作条件の改善への要求は高まる一方であった。

しかし、この時期において、県下各地に土地利用組合が設立された。この土地利用組合というのは、兵庫県農会が補助金を出して県下各地で設立を奨励したものであるが、組合地区内の全耕地の管理運営を行うもので、地主・小作人からそれぞれ均等の委員を選任し、小作料の査定、凶作時の立毛検査、小作料の割引協定、備荒積立米の処分などを取扱い、小作争議の発生を未然に防止しようとするものであった。そしてその所期の成果は見事に達成されたのである。

「兵庫県農地改革史」は、日高町と国府村の土地利用組合の沿革と運営について非常に詳細な解説をのせている。ここではこの前者について、簡単に要点を紹介しておくことにしよう。

「保証責任日高信用購買販売組合」は大正九年（一九二〇）三月に設立されたが、大正十四年（一九二五）一月から土地利用事業を開始した。土地利用事業の実施は、小作料を公正に改定し、その騰費を防止するとともに、小作料取引の円満と、小作料の減免に伴う冗費節約が目的であったが、日高町農会技師横山茂樹は愛媛県温泉郡余土町産業組合の土地利用事業を視察し、これを模範とし、かつ日高町の農業や小作慣行の事情をも参酌し、大正十二年（一九二三）にまず日置部落に実施し、その他の部落もこれに倣い、大正十四年

表45 日高土地利用組合支部一覽

支部名	設立年月	管理田面積
日置	大正一二・七	一七、三五〇〇 ^町
江原外聯合	大正一三・二	一五、九〇〇〇
祢布	大正一三・三	一五、一六〇〇
国保	大正一三・四	一〇、八三〇〇
鶴岡(伊福)	大正一三・七	二一、〇七〇〇
鶴岡(多田谷)	大正一三・七	
上鶴岡	大正一三・八	一一、〇九〇〇
水上	昭和二・一〇	八、四八〇〇
久斗	昭和八・七	七、八一〇〇
合計		一〇七、六九〇〇

土地利用料の査定については、まず第一に日高町農会の大正十二年調査の資料を用いて各部落毎に、(A) いわゆる生産費を基準とする平均小作料と、(B) 既往一〇箇年の部落平均の実収小作料とを算出し、この兩者をさらに平均したものを新しい基準小作料とした。

(A) については、過去五箇年の反当り平均收穫量二石三斗に、二斗増収は容易であると考え、平均收穫量は二石五斗標準とし、これを地主小作人双方の農業経営に関する支出負担に按分比例して算出することとしたが、地主の支出負担は、租税公課、土地資本利子、その他合計一反歩当り四一円一二銭に対し、小作人

(一九二五) 一月に日高町産業組合に統一することとなつたのである。日高土地利用組合各支部の設立年月と管理田面積は表45のとおりであつた。

上表のように九つの支部が設立され、各支部毎に支部長、副支部長、および土地管理委員会を置いて土地管理事業を実施した。委員としては田地所有者三名、田地耕作者六名(ただし投票権は三名に限る)、その他(主として自作者)三名、の外に、村農会技術員一名と産業組合専務理事一名が加わつた。他の組合では一般に委員の任期は二年で再選を妨げなかつたが、日高組合は委員の任期を三年と定め、その再選を認めなかつた。

の支出負担は、労賃、諸材料費、農具費合計一反歩当り五五円二八銭で、地主四三%に対し小作人五七%の割合であったから、二石五斗の一〇〇分の四三の一石七升五合が生産費基準小作料と計算された。

(B) については、実収小作料は契約小作料より平均して一割三分減免されており、契約小作料は一石四斗三升であったから、旧実収小作料は一石二斗四升四合 $(1.4375 \times 0.87 = 1.24475)$ となった。

右の生産費基準小作料一石七升五合と、旧実収小作料一石二斗四升四合との両者の平均の一石一斗五升九合が新しい基準小作料とされたのである。

第二に、本組合では各耕地の一筆毎の等級査定を行い、従来の区々の小作料を一筆毎に改正し、小作人などの耕地を小作しても利・不利のないこととした。この等級査定は土地管理委員会により、全耕地につき甲乙丙の三段に分け、さらにこれを各々上中下の三段に区分し、さらにこれを実施採点し、旧小作料と対照して修正していった。

このように、生産費によ

表46 日高土地利用組合各支部小作料比較

支部名	旧反当り 平均小作料	新反当り小作料			引下歩合
		最 高	最 低	平 均	
日置	石 一・四六〇	石 一・五〇〇	石 〇・六〇〇	石 一・一六〇	一・八〇
上鶴岡	一・四六一	一・四三〇	〇・九五〇	一・二四四	一・四九
鶴岡(福)	一・四六〇	一・四三〇	〇・九八〇	一・二四〇	一・五一
鶴岡(多田谷)	—	一・二五〇	〇・三七〇	一・一〇一	—
水上	一・三六〇	一・三五〇	一・〇五〇	一・一二六	一・七八
国保	一・五六〇	一・四三〇	一・〇七〇	一・二六〇	二・〇一
柘布	一・四五〇	一・六五〇	〇・五〇〇	一・一六〇	二・〇二
江原(外聯合)	一・五二二	一・三八〇	一・〇五〇	一・二五四	一・七〇

る公正な小作料を算出して小作料の低下を図るとともに、耕地の等級査定によって同時に小作料の統一化を図った点、ならびに実収小作料をも参酌して新しい基準小作料を定めた点は非常にすぐれた方法であった。この結果、各支部における新旧の小作料は表46のとおりとなった。

本組合では十二月五日を土地利用料納入期日と定め、支部長から納入通知書を発し、支部毎に集米し、部落内の小地主には直接集米のうちから利用料を支払い、残余の集米は農業倉庫に搬入し、倉庫証券で各地主に利用料を支払った。この利用料は、穀物検査合格米で支払うこととし、奨励米、および不合格米に対する割増米、も認められた。

本組合の土地利用部に対する加入脱退は自由であったが、一旦加入した以上は原則として地主はその所有耕地は全部これを組合の管理に移し、耕作者たる利用者は原則として組合の管理地だけを耕作することを建前とした。もし耕地の返還地があったときは、利用希望者を申出させ、利用者の家族数、耕作反別、勤怠状態などを参照して支部長が利用者を決定することができる制度も採用された。

このようにして、本組合が設立されて後は小作地の交換分合はもちろん、自作地の交換分合にも明確な標準を与えたことになり、漸次耕地の集団化を図る気運に向っていった。

昭和十二年（一九三七）度には、組合員総数は七八三人に達していたが、日高組合管理田の実績は表46のとおりで、一〇七町歩余の田地を一七九人の地主が提供し、四四一人の耕作者が利用した。

本組合における土地利用事業が実施された効果は次の六点に要約されている。

(1) 生産力が増加した。

表47 日高土地利用組合管理田

合 計	提供者数		面 積
	一町歩以下	一町歩以上	
一七九	一五五	二四	一〇七・六九〇〇
	一七	一	
	四		
	一九・五〇〇〇		
	一七・〇九〇〇		
	一八・八三〇〇		
	二八・一六〇〇		
	二四・一一〇〇		

合 計	利用者数		面 積
	五反以下	一町歩以下	
四四一	四〇六	三五	一〇七・六九〇〇
	八五・五四〇〇		
	二二・一五〇〇		

- (2) 地主は納米高を予定することができるようになった。
 - (3) 減免交渉に伴う悪感情を除いた。
 - (4) 小作者の気分に必要な差異が生じた。
 - (5) 耕地の交換分合に便利になった。
 - (6) 納米上の労費を節約することができた。
- このような農村問題の新局面に即した住民の努力が、小作争議の無風地帯を作り出す大きな要因となったのである。



写真127 岩中 宵田 江原耕地整理碑 (赤木誠一提供)

おくれた耕地整理事業

米作生産の基盤である耕地の改良や整備は、農政の重要な課題であったが、明治三十二年（一八九九）三月二十二日、耕地整理法が公布された。これは地区内の土地所有者の三分の二以上の同意で交換分合区画整理を行うものであった。兵庫県では明治三十五年から耕地整理が兵庫県農会の事業として始められたが、但馬地方では実施したところはなかった。明治三十八年二月二十二日、耕地整理法が改正公布され、灌漑排水に関する設備並びに工事が目的に附加された。このとき

但馬地方で最初の耕地整理事業が、明治三十九年（一九〇六）から出石郡小坂村で始められた。これは県下でも初めての本格的な事業で、河川や用排水施設の整備を伴う大規模なものであった。一筆の区画は三〇間に一二間の一反二畝という近代的名もので、明治四十四年に完工した。

明治四十二年四月十三日にはまた耕地整理法が改正公布されたが、耕地整理に開墾、地目変換を加え、法人としての耕地整理組合の設立を認める全面的な改正であった。円山川下流域では、神美、新田、三江、田鶴野、五荘等が、大正九年（一九二〇）から昭和初年にかけて、円山川改修工事にも関連して、国営事業で大規模な耕地整理事業が実施された。ちょうどこのころ国府地区では、耕地整理の必要を認め、大正八年から十年

へかけて地形測量を実施したが、測量図を完成しただけに終わってしまった。わが町における耕地整理は遅々として進まず、昭和期に持ち越された。

大正十四年（一九二五）から昭和四十五年（一九七〇）にかけての向日置、岩中、宵田、鶴岡、日置、芝（国府）、上郷、浅倉、赤崎等の耕地整理組合の実施した事業の一覧表を表48にかかげておく。尚、第二次世界大戦後において土地改良区の実施した耕地整理実績も参考までにここに一括してかがげておいた。

表 48 日高町耕地整理一覽

組 合 名	組 合 員	設 立 年 月 日	耕 地 整 理 面 積	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 了 年 月 日	總 工 費 其 他
向日置耕地整理組合	40人	大正14・4・27	14・11・20歩	大正14・7・1	昭和5・7・1	36、362円
岩中宵田江原耕地整理組合	79	大正15・5・28	22・49・24	大正15・7・7	昭和4・5・15	49、928
鶴岡日置耕地整理組合	94	昭和2・6・30	33・42・20	昭和2・8・10	昭和4・5・15	61、246
岩中耕地整理組合	37	昭和7	4	昭和7	昭和8	不詳
赤崎耕地整理組合	68	昭和11	34	昭和11	昭和12	不詳
芝松枝耕地整理組合	18	昭和13	2・3	昭和13	昭和14	不詳
芝向野耕地整理組合	54	昭和16・12・23	5・3	昭和16	昭和17・5	不詳
上郷(水田)土地改良区	71	昭和26・2・27	11・25・23	昭和26・2	昭和26・5	937、000
国府土地改良区	527	昭和27・3・27	296・88・19	昭和26・12・15	昭和31・3・31	4、050万円 (出役延8万人)
赤崎土地改良区	60	昭和27・3・3	1015 (水田 畑)	昭和27・7・17	昭和30・3・27	1、182万円
浅倉土地改良区	81	昭和27・3・3	17・37・00	昭和27・10・5	昭和28・3・31	1、151、000
日高(国分寺・水上)土地改良区	107	昭和28・6・6	34・10・00	昭和29・11・1	昭和31・4・30	8、620、000
府中(堀・野々庄・府市場)土地改良区	128	昭和36・9	31	昭和35・11	昭和37・5・31	1、300万円
上郷(畑)土地改良区	139	昭和39	17・8	昭和39・12	昭和40・8・31	400、000
円山川右岸(西芝)土地改良区	不詳	昭和44	24	昭和44	昭和45	不詳

第十五章 交通輸送機関の発達

第一節 挫折した西気鉄道計画

藤本俊郎村長の壮大な夢

日高町史に残る一代の風雲児に、鶴岡出身の藤本俊郎がある。彼は、明治四年（一八七二）一月八日、大地主で後に初代日高村長となった藤本六右衛門の長男として生れた。藤本家の小作料は年間一〇〇〇石を超え、金蒔絵で農耕の図を画いた日本でも一流の名工の作ったうるし塗の千石祝いの三つ重ねの大盃があったといわれ、本宅、別宅、土蔵、離れ、の諸普請や調度は、いずれもせい美を尽し、豪華絢爛、当代一流の粋をこらした逸品ぞろいで、莫大な私財の蓄積があったことが思いやられる。

幼名を俊太郎といったが一七歳の時に俊郎と改名し、やがて家督をつぐや地方財界、地方政界に断然頭角をあらわすのである。しかし明治三十一年の衆議院有権者名簿中には父の藤本六右衛門の名前があるのみで、藤本俊郎の名前はまだあらわれない。名前をあらわすのは、明治三十五年八月十日施行の第七回総選挙



写真128 藤本六右衛門



写真129 藤本俊郎

に際し、罰金三〇円の刑に処せられてからである。この時、年齢は三一歳。改進黨に属して運動したと思われ、結果は自由系の桜井勉が当選し選挙戦に敗れて苦杯をなめたわけであるが、明治四十二年に城崎郡会議員となり、一年余で県会議員に出馬して落選したが、やがて大正元年（一九一三）十一月に第一三代日高村長に就任し引続き大正十一年（一九二二）一月まで在職。更に大正十二年（一九二三）九月に兵庫県会議員に当選し、政友会に所属して華々しく活躍したが、鉄道建設計画の頓挫により回復不能の大打撃を受けて失脚し、大正十五年七月、県会議員任期中途の辞任に追い込まれて倒産、家産私財はことごとく債権者の手に渡り、やがて哀れむべし井戸と堀のみを残して着のみ着のまま出奔し、故郷から姿を消した。昭和十五年（一九四〇）九月十一日、東京において死去、享年七〇歳。

日高村長在任中は、風姿堂々として、必ず人力車に乗って登庁したという。その頭の中には、強烈な事業欲と、満々たる自信にみちた壮大な夢があった。早くはすでに明治四十三年（一九一〇）、阿瀬川水力電気株式会社創設に功績をあげたが、その政治的手腕によって実現をみた事業には、日高町道路網の建設整備、中但病院（日置）の新設、但馬新報社（江原駅前）の新設、鶴岡橋の新設架橋、林業試験場（鶴岡）の誘致、蚕業試験場（祢布）の誘致、放牧場（浅倉）の誘致、日高燐寸製造

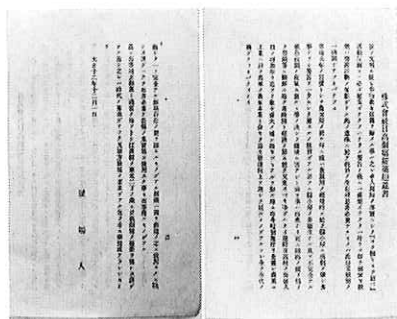


写真130 日高劇場新築趣意書(川見修蔵)

会社の設立、など枚挙にいとまがない。これらの着想は非常に建設的、進歩的で、それは明治三十七、八年の日露戦争に勝利を占めた日本資本主義経済の発展期に対応したアイデアであったといえるだろう。そして、彼が心血を注いだ最大の夢は、江原をかなめとして但馬を東から西へ横断する幹線鉄道の建設と、それによる郷土の開発、発展であった。そしてまた、新時代の日高町のシンボルとしての日高劇場の建設であった。その構想は雄大で、彼は自己陶醉に陥っていた。彼は全財産を^{なげ}擲って当たれば必ず成功するという信念をもってたちむかっと思われる。しかし、彼の前には思わざる伏兵があった。第一次世界大戦後わが国をまきこんだ経済景気の変動、政治的反対勢力の妨害、などの大きな潮流がそれである。それは大きな壁となってたちふさがった。彼の構想が、大風呂敷であっただけ、その実現は困難であり、犠牲は大きかったのである。

但馬輕便鉄道建設計画の進捗

すでにみたように、明治時代におけるわが国の鉄道敷設事業は、国防上の観点点が最も優先的にとりあげられていた。そのため海軍要港部のある舞鶴と、歩兵第四〇連隊のある鳥取とを結ぶため、海岸線ぞいは海上よりの艦砲射撃を受け容易に交通杜絶に落ちている危険をおそれ、これを避けて最短距離で結ぶコースが求められていた。



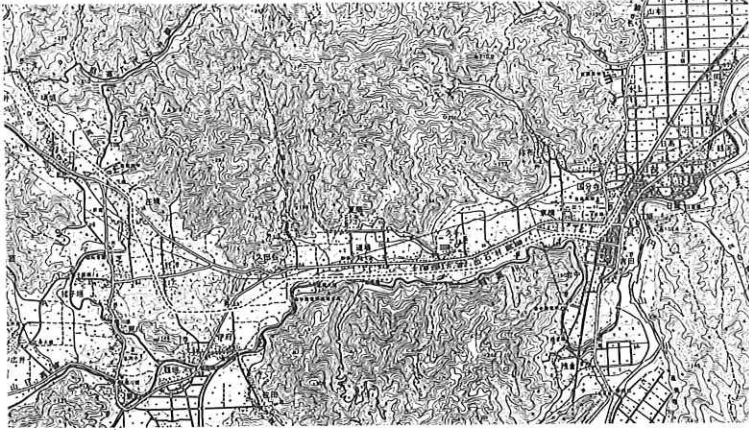
写真131 但馬輕便鐵道株式會社株券 (辻貢藏)

藤本俊郎は、京都府丹後山田から豊岡へ通ずる線（鐵道敷設法
 予定線路別表八十、山豊線）と、八鹿から鳥取県若桜を経て鳥取
 に通ずる線（鐵道敷設法予定線路別表八十八、若桜線）とを、江
 原で結びつけ、この二つの予定線の起点が一は豊岡、一は八鹿と
 なっているのを一緒にして江原に変更させようと考えたのであ
 る。この考え方は、丹後山田―出石―江原―村岡―若桜―鳥取と
 いう但馬の東西横断コース、いわゆる山若線の実現をめざすもの
 であった。

日高村長に就任した藤本俊郎は、但馬輕便鐵道株式會社を設立
 し、代表取締役社長となる。その時期は正確には分らないが、こ
 の会社の株券をみると、資本総額は二〇万円、一株金額五〇円、
 会社設立登記は大正八年（一九一九）八月九日となっており、第
 一回の株金払込が同年六月に一株につき一二円五〇銭ずつなされて
 いる。そして第二回以降の株金払込はな
 されなかった株式が多い、しかしいずれにせよ、四〇〇〇株の株式
 が発行され、その引受も進み、大正八年
 には江原から久斗を経て、伊府から頃垣に至る輕便鐵道の工事が
 着工されるに至っている。藤本俊郎はじめ
 会社関係者の努力はなみなみならぬものがあつたといえる。

この鐵道計画は、国がまだ建設を決定していないものを先取りして、民間の力で既成事実を先行させ、し

図3 但馬輕便鉄道路線図（第1期工事分）



かる後に国有鉄道路線にこれを編入させるように持つてゆこうとする意思のもとにスタートしたものであって、極めて大きな「かけ」であり、その成功するか否かの鍵は、大きく藤本俊郎らの政治力にかかっていた。

会社の本社兼事務所は江原駅前（現国道三一二号線交差点東側）におかれ、鶴岡の河本政之助が設計士兼測量士となつて工事が開始された。第一期工事計画としては、国鉄江原駅の西側にプラットホームを設け、ここを起点駅とし、現在の県道出石―村岡線の道路敷を概ね線路敷として西進し、稲葉川沿いに久斗、道場、久田谷、伊府、野村、庄境、十戸、を経て頃垣を終点とするものであった。第二期工事計画としては、山宮、栃本、太田を経てトンネルで射添村山田（村岡町）へ達する計画で、もしも山田トンネルが不可能の時は、稲葉を経由し、万劫から鉄山越しに村岡へ通ずる路線が考えられていたらしい。

第一期工事の起工式は、日高小学校々庭で盛大に挙行されたが、各種の催し物で賑わい、町中が喜びに湧き返り、日高

村はじまって以来の盛況であったという。

軌道用地は、約七メートルの幅員をとっており、その両側には幅約七〇センチメートルの側溝を掘り、用地買収と並んで着々と測量が行われ、軌道基礎工事が進んでいった。

久斗では、区の公民館と弁天神社横の弁天池のまん中を、県道の南側五〇メートル内外のところを県道と並行して、久田谷まで東西に軌道が走っていた。

久田谷から伊府の通称庵山までは、田圃の中を一直線に軌道が続いた。

野村では、墓地のすぐそばまで工事が進んだ。しかしそこで工事が中断されている。墓地の移転の交渉がまとまらなかったためらしいという。

野村から庄境へかけては、町道三所―庄境線上を走って県道をまたぎ、県道の北側へぬけて約五〇メートルのところを県道と並行して走った。現在の日高西中学校校庭附近に停留所が設けられる予定で、品川白煉瓦株式会社製の鋳山の鋳石を輸送搬出することが、この路線の利用計画の中でも極めて大きい眼目とされている。

庄境から頃垣にかけて、軌道用地買収は着々と進んだ。そして軌道予定地と並行して電柱が一列に立ちならんでいた。頃垣字溝向の約一町歩の畑地の買収契約も完了し、そこに第一期工事の終着駅が設置される準備も完了していた。

大正八年から九年にかけての時期は西気鉄道の建設計画が着々と進捗した時期であり、誰の目にも明るい前途が洋々と横たわると映っていた。

計画挫折の背景

鉄道の建設問題は、必ずず地元の利害関係が大々的に結びつき、政治的な利権がからんで、激烈な政争の具に供されるのが通例である。但馬輕便鉄道株式会社も、不幸にして、この典型的な政治抗争の渦中にまきこまれることになった。

藤本俊郎の所属した政友会は、大正六年（一九一七）四月施行の第一三回総選挙以来帝国議会において多数派を占め、大正七年（一九一八）九月には、寺内内閣に代って陸海軍大臣以外の全閣僚を政友会員より選んだ原敬内閣が成立していた。そして大正九年（一九二〇）五月の第一四回総選挙において、政友会は議席の三分の二近くを占めて圧勝した。しかし、大正十年（一九二二）十一月、原敬首相は東京駅頭で暗殺され、それ以後大正十三年（一九二四）六月までの二年半余の間に、高橋是清内閣（政友会）、加藤友三郎内閣（政友会系）、第二次山本権兵衛内閣（官僚内閣）、清浦奎吾内閣（貴族院系、政友本党）、第一次加藤高明内閣（憲政会、護憲三派）と、五代の内閣がめまぐるしく交替し、政党の分野は激しく離合集散し、或いはシベリア出兵、或は関東大震災、或は無産階級運動の高揚と、社会情勢は不安と激動の中に推移していった。

大正十四年（一九二五）七月、第一次加藤高明内閣が憲政会、政友会両党の衝突で倒れて第二次加藤高明内閣（憲政会）となるが、大正十五年（一九二六）一月、加藤首相が死去し、第一次若槻礼次郎内閣（憲政会）が成立した。政権が交替して反対党が天下を握ると、一朝にして形勢が逆転するのが当時の常である。藤本俊郎の政治的失脚と、但馬輕便鉄道株式会社の倒産による西気鉄道建設計画の挫折とは、激烈な当時の政争のもたらした悲劇的結末であった。

豊岡藩士出身で東京から政友会代議士に当選した古島一雄は、大正期の政党政治の内情について、当時次



写真132 古島一雄

のように描写している。「党人は又政権即利権と心得て居る。従つて政党は即権成仏、即金成仏といふ宗旨である。ソコで本山に信徒を集める方便は、其地方に於ける利害問題を捉へて、御利益を授けるのである。政党の繁昌すると否とは、只此呼吸にある丈で、主義も綱領もあつたものでない。否な各政党の主義、綱領も皆異つた点はないのだ。偶々政策に異つたものがあつても、内閣を取れば直ぐ取替へて一向平気である。政権獲得が唯一の目的で、此目的の爲め何事も犠牲に供するのである。」

「今の党人は、政党は利権を獲得一種の団体と心得て居る。試みに近時政党の開く支部大会をみよ。必ず甲乙二号の決議案が出る。甲号は一般的抽象的のものが、乙号の方は、其地方に於ける利害問題、即ち鉄道、河川、港湾、学校等の速成を期すると言ふ事が頗る具体的に決議されて居る。是れぞ党勢拡張唯一の虎の巻である。昔は、ドンナ政党でも、コンナ決議は気恥かしくつて為し得なかつたものだが、今では露骨に之れをムキ出して、是れでもか是れでもかとやつて居る。政友会も憲政会もあつたものではない。」

「一たび地方に行くと、一県の中に、政友会の鉄道とか、憲政会の鉄道とか言ふものや、政友道路、憲政道路など言ふものが沢山ある。つまり現在政党の主なる仕事は、此党勢拡張が大主眼である。従つて此風は、県会より村会まで行渡つて、地方人は、政党政治とは斯うしたものだと思ひ込んで居る。……中には、此の鉄道の出来る迄は、チヨット政友会に行つて参りますなどと、政党の転籍をマルで彼岸詣での心持ちでやつて居る者もある。」(古島一雄「国民党の立党から解党まで」大正十一年八月)

原敬が暗殺される一カ月ほど前の大正十年（一九二一）九月二十八日、安田財閥の当主安田善次郎が刺客に暗殺されているが、その場で自害した犯人の神州義団々々長朝日平吾の遺書には次のような文章がみられたという。

「元老範ヲ垂レ元凶政事ヲ為ス則チ知ル可シ。藤田ハ伊藤博文ノ命ニヨリ紙幣ヲ偽造シテ男爵トナリ、大倉ハ石塊ノ缶詰ヲ納入シ得タル不浄財ノ一部ヲ献金シテ男爵トナリ、山本権兵衛ハ軍艦ヲナメ、シーメンスヲ演ジテ巨財ヲ作り、大隈、山県、其他老屋ノ豪華ハ在閣当時ノ悪徳ニアリ。憲政会ニハ岩崎控へ、政友会ハ満鉄ト阿片トニテ軍資ヲ調達シ、其ノ他ノ政治家顯官悉ク奸富ト通ジ私利ニ汲々タリ。而シテ之アリテ濁富ヲ得シ者ニ、三井、岩崎、大倉、浅野、近藤、安田、古河、鈴木ノ巨富アリ、其他ノ富豪皆然ラザルナシ。上流ノ混濁夫レ斯ノ如シ。何ゾ下流ノ清澄ナルヲ得ンヤ。宝塚事件ノ如キ、鉄道省小役人ノ瀆職事件ノ如キ、税務吏ノ収賄ノ如キ、東京市ノ疑獄事件ノ如キ、其他会社重役ノ背任横領ノ如キハ、皆上流階級ノ悪感化ノタメ世ヲ挙ゲテ道德觀念ノ消滅セル証左ニシテ、将ニ正ニ正義ハ亡ビ、愛国心ハ消エ失セントスルニ至ル。……食ヘヌツラサニ微罪ヲ犯シ獄裡ニ苦惱スル赤子アリ、之ニ反シ大罪ヲ犯スモ法律ヲ左右シテ免レ得ル顯官アリ。云々」（「日本政治裁判史録、大正」原敬暗殺事件）

古島一雄の前掲紹介の文中にも、これと同じような次の文章がある。当時の時代風潮がいかに激しくゆれ動いていたかが察せられる。

「幾多の変遷を経て、政党勢力は次第々々に根強きものとなり、山県は買収を以て唯一の虎の巻と為し、伊藤は綸旨を最後の奥の手と為し、桂は操縦といふ新發明をやり、各其得意の兵法を以て政党に當ったが、

政党の力が漸く充実すると同時に、薩は衰へて長州の天下となり、山県・伊藤の対抗で日を送って居ったが、機を見るに敏なる伊藤は、山県の天下を奪ふ為に政友会を作り、桂は長州三尊の先輩に対して政権を掌握すべく同志会を組織した。次いで西園寺となり、原となり、加藤となり、二大政党共に其の主人は変わったものの、今の政党の首領から天下取りの念慮の忘れられぬのは実に之れが為めである。今の政党员が、政権獲得を以て政党本来の目的かの如く考へて居るのも之れが為めである。」

「兵庫県百年史」は、大正末期に起った兵庫県の疑獄事件につき、次のように伝えている。

「大正八年（一九一九）に民友会（政友会と国民党の連合勢力）を結成して以来、県会に圧倒的多数を擁し、多年にわたって県政を独占してきた民友会の行動は目に余るものがあり、県民の批判をあびるようになり、県会議員の疑獄事件に対し、神戸地方裁判所検事局は大正十五年（一九二六）一月に摘発にのりだし、二月には城崎郡口佐津村長と出石郡選出民友会県会議員が、豊岡・村岡間郡道の県道編入と改修工事をめぐり贈収賄容疑で収監されたのをきっかけに、但馬地区の官設漁港設置をめぐる香住・津居山の争奪戦で賄賂がおくられたことが発覚し、香住町長、城崎郡選出民友会県会議員、清滝村長、西気村長、長井村長、港村助役、県水産会長らが続々逮捕収監され、司直の手はついに民友会首領の谷県会議長、千葉前県会議長に及ぶ大疑獄事件となり、さらに自動車会社事件、水産試験場設置問題、円山川改修工事不正事件、高砂港改修問題など、民友会積年の悪らつな行為がつきつぎと暴露され、疑獄事件はますます拡大していき、疑獄事件で面目を失墜した民友会は内紛をおこし、ついに分裂した。」と。

これは当時、豊岡・村岡間郡道の県道編入は西気・清滝地区住民の悲願であったため、その先頭に立って

奔走努力した村長が思わざる禍を受け、村民の同情が集まった事件でもあった。

但馬輕便鐵道の倒産

但馬輕便鐵道株式会社の倒産の時期は、正確には明らかではない。しかし、前述の如く藤本俊郎が兵庫県會議員を任期なかばで、尙一年二カ月を残して辞任したが、大正十五年（一九二六）七月十日であり、この頃、すべてに行詰って破局が到来したものと思われる。

藤本は、西氣村山田出身で東大医学部青木内科出身の東京在住の醫師井上文藏の夫人が鐵道大臣大木遼吉夫人と姉妹であった縁故をたどって猛運動を行っていたといわれる。

井上文藏の兄、井上森之祐（栗栖野郵便局長）も、この關係で鐵道枕木商となり、国鉄や私鉄に枕木を納め、但馬輕便鐵道と出石輕便鐵道の両私鉄の枕木の納入一切を取扱ったという。

しかし、但馬輕便鐵道株式会社は倒産した。その原因としては、①ローカル線の採算がむづかしいとの理由で幹線鐵道網の建設と整備を政策の重点としていた憲政黨や憲政会による政変の影響、②反政友会系の地区内有力者は藤本支持に固まらず、かえって反對党に走り、出資を断わり、はじめ計画を支持した人びとの中にも離反する者が増えていったこと、③三方村庄境の蠟石山は良質の耐火煉瓦用の鉾石を産出し、この鉾石の搬出がこの鐵道完成後の營業採算上非常に重要視されており、この鉾山の採掘権確保に熱心に乗り出した神戸の鈴木商店が大株主たる予定であったというが、大正七年（一九一八）八月の米騒動による焼討に會つてのち鈴木商店が倒産して出資不可能となり、その後をうけつぐ大株主がなかったことが少くない影響を与えたと思われること、などがあげられる。

会社倒産の衝撃については次のような思い出話がある。

「私は父から、わしはあほらしゅうてようせんからお前の手で潰せ、とどなられながら、立派に家の裏手に完成していた軌道を潰してもとの田に復旧したものでした。」(佐々木熊治郎談)

「鉄道が解散した時、多量の松の枕木を払下げてもらい、それで何年も父が瓦を焼いていた。土管も十本程払下げてもらい排水管に使いました。」(林武雄談)

また次のような思い出話もある。

「工事が完成して間もなくの頃大出水があり、篠垣の下の稲葉川堤防がまだない時分で、軌道は一挙に押し流されて一面の荒地と変わり、その後遂に復旧されることはありませんでした。」(山崎静枝談)

かくて、当事者の心血を注いだ苦心も報いられず、ほとんど完成に近づいた第一期工事区間の新装成った軌道に、一度の汽笛の声も聞くことなく、一度も汽車を走らせるに至らないで、藤本俊郎の政治的生命をかけた夢、地域住民の希望を大きくふくらませた夢は、はかなくも空しく消えたのである。但馬の中央部を東西に横断する雄大な鉄道の建設は失敗に帰し、やがて辛うじて出石鉄道の開設にその執念の一端が結実するのみとなった。

西気鉄道計画がこのように空しく崩壊し去ったことは、当地方にとって一大痛恨事であった。会社の破産管財人として、後に弁護士白木信夫、岩瀬庄市らが任命されているが、株主との間の示談解決は難航し、倒産後一〇年も一五年もかかってはまだ解決しない分が残っていた。頃垣の農地一町歩を提供し、株主ともなっていた奥田武夫との間で全部示談解決をみたのは、昭和十七年(一九四二)十二月のことであった。

第二節 出石鉄道の開設運動

執念の山田若桜線誘致運動

明治末年に山陰線が開通以来、その沿線である八鹿、日高、豊岡、城崎には、従来と一変する急速な発展の時代が訪れて来た。とりわけ那是製糸が大正元年（一九一二）に日高町の久斗工場、大正三年（一九一四）に八鹿町の鎌田製糸、大正六年（一九一七）に朝来郡粟鹿村の日下製糸、大正七年（一九一八）に養父市場村の養盛館とつぎつぎに買収して但馬地方の生糸業者をその資本の勢力下におくに至り、出石の商工業、金融業の劣勢は決定的となった。生糸業を中心とした出石の繁栄は逆転し、人口も急速に減少する傾向をみせてきた。この現実には強く出石郡民を刺激し、鉄道誘致によってかつての但馬の城下町としての繁栄と経済力をとりもどそうとのあせりが悲願となって、郡民あげての運動展開となった。

早くから京都府丹後地方においては、明治二十五年（一八九二）の鉄道敷設法の公布にあたり、山陰線が舞鶴から豊岡に通じることが決定されると同時に、これを宮津を通過せしめる目的で宮津商港鉄道期成同盟が結成され、明治二十九年（一八九六）には丹後鉄道株式会社が設立されていた。そして山陰線が福知山―和田山―豊岡のコースに決定された後は、宮津、峰山を中心として丹後鉄道急設期成同盟会を組織して、政府に対する猛烈な誘致運動を繰返していた。その結果、大正七年（一九一八）三月に至り、舞鶴―峰山間の鉄道敷設予算が第四〇議会で成立したが、この時、峰山―豊岡間は海岸部を経由することが予定されること

となったので、出石を経由することを求める陣営は海岸部との競争に敗れ去り、出石經由路線の実現は絶望的となったかにみえた。ここにおいて出石の人びとは、出石經由の丹後山田―鳥取間の新線敷設のための猛運動を試みて起ち上るのである。

同年七月二十日付で内閣総理大臣寺内正毅宛に提出された「軽便鉄道敷設免許申請書」は、城崎郡日高村江原より出石郡室埴村に至る間に軽便鉄道を敷設し、旅客貨物の運輸営業を営むことの免許を求めたものであり、発起人代表としては、当時日高町長の藤本俊郎と出石の元老桜井勉の両名、以下七八名連記によるものであった。

右申請にかかる江原出石軽便鉄道については、大正八年（一九一九）六月二十七日付で、内閣総理大臣原敬の名をもって免許がおりた。発起人代表藤本俊郎の得意は想像に余りがある。この時期は、「政友会員に非ずんば人に非ず」とまでいわれたといい、政友会員はわが世の春を謳歌していた。

ところが、これに対抗する動きもまた強力に現われてきた。出石郡神美村の平尾令太郎ほか一八〇名は、京都府丹後山田から出石を経て豊岡を終点とする山田―豊岡間新線敷設を計画して猛運動を展開した。その結果、大正十年（一九二一）二月二十二日付で、地元選出の三代議士、鎌田三郎兵衛（兵庫県第一三区、出石郡、養父郡、朝来郡、選出、憲政会所属）、松山常次郎（兵庫県第一二区、城崎郡、美方郡、選出、政友会所属）、長田桃蔵（京都府選出）は連名で「山田、豊岡間鉄道速成ニ関スル建議案（山豊線）」を提出した。

この建議案には代議士山崎猛外三〇名の賛成者を得ており、三月二十三日の衆議院鉄道委員会に附議され、政府委員、鉄道省大村建設局長より「山陰縦貫線として舞鶴より山田を経、丹後、但馬国境を通じ峰山廻り

を採ることと為せる次第なるが、山田より出石を経て豊岡に至るこの線路も亦政府に於て必要なりと認め、鉄道敷設法改正案（別表八十、山豊線）中に加えた」との答弁を得、二十五日委員会可決、更に二十六日本会議において満場一致可決された。

このように、山豊線の計画は、衆議院では可決されたものの、その後貴族院では握りつぶしにあって結局不成立に終る形勢となった。そのため平尾令太郎はあらためて貴族院に対し「新設鉄道網、山田豊岡間速成に関する請願」を提出し、期成同盟会東京支部を設けて活発な陳情を展開し、元出石藩主仙石子爵なども種々奔走の勞をとつたが、遂に貴族院での可決は得られなかった。このような貴族院での握りつぶしの最大の原因は、藤本俊郎の推進する山若線建設計画が既に、「但馬輕便鉄道」と「江原出石輕便鉄道」の兩線の建設免許を得て先行しており、この既得権の侵害を恐れた藤本らの反対工作が功を奏したものとみてよいであろう。山田若桜線の建設計画の前途を危うくする様な山田豊岡線の建設計画は、藤本俊郎にとつては絶対にこれを許すことはできなかった。豊岡が基点となれば、江原を中心に据えた山田若桜線の構想は根底から覆えることになるだろう。執念の山田若桜線誘致運動は、かくてみごとに出石―豊岡間の路線計画阻止に成功するが、その結果は、山田―出石―豊岡間の鉄道建設計画の全部を流産させてしまうこととなった。そしてまた、このことにより藤本俊郎は、出石でも豊岡でも、多数の敵を作り、やがて腹背を敵に囲まれ四面楚歌の中に立つこととなったのである。

出石輕便鐵道建設の具体化

城崎郡日高村江原より出石郡室埴村に至る六マイルの区間の輕便鐵道の建設工事は、原敬内閣總理大臣名の免許がおりた翌年の大正九年（一九二〇）十二月二十九日付で設立登記がなされた出石鐵道株式会社の手によって軌道に乗った。会社の事務所は出石町八木三八番地におかれた。資本金は五〇万円で一万株を發行した。發起人は七八名で、その中、日高町関係者は次の一三名であった。職業、住所と共に示そう。

- | | | |
|-------|-------|-----|
| 藤本 俊郎 | 日高村長 | 鶴岡 |
| 藤本峰三郎 | 地主 | 鶴岡 |
| 瀬崎春治郎 | 農業 | 久田谷 |
| 成田庄兵衛 | 農業 | 久斗 |
| 安東 信雄 | 郡是製糸 | 久斗 |
| 上坂 豊治 | 日高村助役 | 久斗 |
| 小林覚治郎 | 薬局 | 江原 |
| 川上藤太郎 | 生糸業 | 江原 |
| 上倉新太郎 | 農業 | 西芝 |
| 林 吉太郎 | 農業 | 西芝 |
| 国眼 寿 | 郵便局長 | 府市場 |
| 植村賢二郎 | 農業 | 上郷 |

図4 出石軽便鉄道路線図



古橋孝之輔 国府村長 上郷

これらの人々は、ほとんどが村長か村議であって、政友会系の人である。そのほかの六五名の発起人は、出石町か、出石郡内の人である。

初代の社長には中山麟治が就任した。会社経営の構成からいえば、資本金でも、人事面でも、出石が大きな比重を占めていたということができる。

鉄道の用地は、室埴村弘原から、小坂村、中筋村の山際を伝って、上郷、鶴岡を経て江原駅へ至るまでの延長一一・二キロメートルの区間の、一一町七反二畝余、七五〇筆の土地を収用した。工事は尼崎市城内の中島組が請負い、大正九年六月に早くも着工しているが、土地の収用も一時には進まず昭和二年までかかっており、円山川、菅谷川の橋梁工事も難工事であった。鶴岡地区の円山川には鉄橋が架設された。

起点駅たる江原駅は、国鉄江原駅の北に接して設

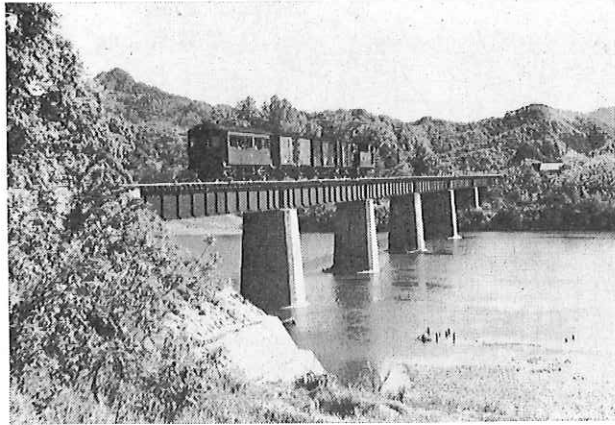


写真133 鶴岡鉄橋を走る出石鉄道列車 (亀井孝提供)

けられたが、終点駅たる出石駅までの間に、上郷、中郷、小坂、島、鳥居、の各駅が順次設けられた。軌道敷は、幅を一〇メートル余りとり、軌間は一〇六・七センチメートル。工事は着工以来、曲折の末、九年の歳月と工費約八五万円を費して昭和四年(一九二九)七月二十日に竣工した。第一号の始発列車は出石駅から発車し江原駅へと走った。出石城跡での開通式には町中が万国旗で飾られ、大名行列が復活し、花火を打上げ、祝賀飛行もあり、沿線住民には鉄道を一日無料で解放し、町内は歓喜でわきかえった。

運転を開始した出石鉄道は、地元の人達からは「軽便」の愛称で呼ばれた。

中古の蒸気機関車二輛を購入してこれに代えたがこれも平均時速二〇キロメートルで一日八往復運行したが、いずれも手動エンジンで、馬力は小さく、雪の日などは狭間峠を上り切ることができず、「若い者は降りて押して古のガソリンカー三輛を譲り受けた。これは平均時速二〇キロメートルで一日八往復運行したが、いずれも手動エンジンで、馬力は小さく、雪の日などは狭間峠を上り切ることができず、「若い者は降りて押して

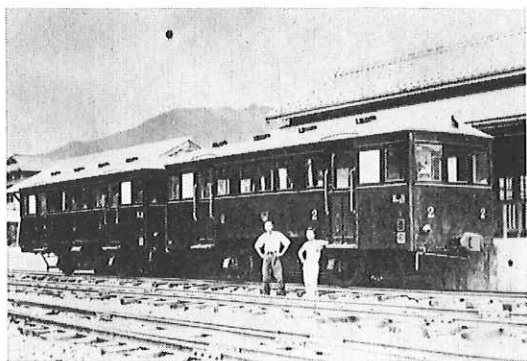


写真134 出石鉄道列車（江原駅構内にて）
（亀井孝提供）

れ」という有様であった。昭和六年からはガソリンカーをやめて蒸気機関車にとり代え、一日二回の貨物輸送も開始した。江原―出石間の旅客運賃は三〇銭で、バスの料金の一元と比べて安かったが、乗客は少なく、平均五〜六名位にすぎず、二〜三名ということもしばしばであったから、会社の営業内容は火の車であった。

出石の初午詣での日だけは客が多く、客車が足りなくて貨車にまで旅客を積んで運んだ。また国鉄とタイアップして、出石の鶴山のコウノトリ見物の周遊券を発行したこともある。しかし赤字が増大するばかりで、「出石郡民は必ず出石鉄道に乗れ」というスローガンが叫ばれ、嫁入、出征兵士の送迎、八鹿農蚕学校への通学、久斗の郡是製糸や江原の各工場職場への通勤、その他沿線住民が江原へ往復する場合、には必ず出石鉄道を利用することが強制的に奨励された。しかし、赤字は解消せず、職員は給料が貰えず、税金が払えず、家財道具に差押えの赤紙を貼られながら働く者も出たといわれる。「シャッキン・シャッキン（借金）」と音をあげて走っている、とまでいわれていた。株式の配当もほとんどなく、政府と町の補助金の支給が頼りであったが、これも極めて少額であった。更に、昭和九年（一九三四）の室戸台風と、昭和十七年（一九四二）の風水害で二回にわたって円山川の鉄橋が流さ

れるという大打撃を受けた。両回とも、復旧工事の資金の都合がつかないため、青年団、消防団などが繰出で奉仕人夫となって協力し、一年後になってやっと復旧させたが、その間、出石から円山川までの間は折返し運転をし、そこから渡船、バスで連絡して旅客を江原駅まで運んだのである。このような涙ぐましい努力により、沿線の住民は出石鉄道を守り続けたのであった。

第三節 運送業の発展とバス事業

運送業の発展
 明治四十二年（一九〇九）七月十日に江原駅が開業すると同時に、駅前（現在の江原一〇

六番地の一、生田宅庭園）で「友田運送店」が開業した。経営者は友田ユサ（栄の妻、寿一の母）であった。

又、同日その横で「内藤運送店」も開店した。店長は高橋大治郎（生野出身）、支配人は生田熊七（市川町出身）であった。

大正九年（一九二〇）になるとこの二店は合併して、店舗を江原一七番地（駅前生田熊七方）へ移転した。内藤運送店の商号であったが、人々からは友田運送店ともよばれた。

明治四十四年（一九一一）からは、日置四四の九番地（現在山陰観光タクシーのある場所）で「㊦運送店」が発足した。社長は石堂藤太郎（寺前出身）で、支配人は田原與一（江原）であった。現在の江原駅前警官派出所の裏に倉庫を建て、倉庫業も兼ねて営業をはじめている。

更に大正二年（一九一三）になると、新井駅（朝来町）前の「椿野運送店」（新井村の椿野重太郎経営）が、江原支店を日置四四番地の四七（現在の大阪屋のところ）に開設して江原に進出して来た。支配人は糸谷熊吉（新井村出身）であった。

山陰線が開通し、鉄道輸送が進出すると共に、このように運送業や倉庫業が発展してくる姿は、わが地方にも近代資本主義経済の波がぐんぐんと伸びて来た時代を象徴しているといえるだろう。

これら三店（四店開業、合併して三店）の運送業者は、ほとんど播但線の沿線の出身者で、播但鉄道の発起人と株主とかの縁故があったようである。この人々は播但鉄道が山陽鉄道に売却され、更に国鉄に譲渡された後、その代償として運送店の免許を受け、国鉄の下請業者となって日高に来た。

江原駅には毎日十数輛の貨車が到着した。各運送店とも鉄道の発着荷物をさばくの繁忙を極めた。これらの大量の荷物は大八車で集配されたが、久斗や土居より以遠の遠隔地とか、日高村内でも荷物が大量の場合には、荷馬車や人力車を運搬に使用した。内藤運送店では、鶴岡上区の島田政蔵が十数名で組んで組頭となり荷馬車で荷物をさばいたという。

大正時代にこの三店で進められた江原駅関係の運送事業は、昭和二年（一九二七）一月一日から鉄道省の方針で、運送店は一駅一店しか許可されないこととなったため、三店が合同して「昭和運送株式会社」が設立されることとなった。この会社は八鹿を本店とし、江原、養父、梁瀬などに支店をもったが、江原支店の店舗は内藤運送店の店舗がそのまま使用されたのである。



写真135 江原自動車乗合バス（小西茂二提供）

乗合馬車とバス事業

大正三年（一九一四）四月、江原・石井間にはじめて乗合馬車が出現し、西気街道を独特のラッパを鳴らし、わだちの音をひびかせながら走った。終点は栃本まで延長する予定であったが、坂を登ることが無理なため、この計画は実現しなかった。経営者は鳥取県人の原某という人物であった。料金は片道二〇銭であったという。しかしこの画期的な交通機関も採算がとれず、大正六年（一九一七）の末には廃業して荷馬車に転向してしまつた。

しかし、この大正六年十月十九日、「南但自動車株式会社」（本社養父郡口大屋村夏梅七一一番地、資本金一万五〇〇〇円、社長鎌田久兵衛）が発足した。

これがのちの全但バスの始まりである。この会社の監査役に小西保市郎（江原）が就任している。

大正十一年（一九二二）十二月二十八日に、「江原自動車株式会社」が設立された。本社は日置四四番地の六一、資本金一万円、代表取締役社長に小西達二（江原）が就任した。設立と同時に、江原駅から栃本まで乗合バスが開通した。栃本の終点は山宮一三二三番地の一、向井宅であった。バスの型式は乗客六人乗りの幌型のもので、現在的大型普通乗用車ぐらいのものであるのに運転手と助手が必要で、バスガールも三人採用して乗客の好評を博し



写真136 綿貫自動車ハイヤー（綿貫武提供）

たという。女子の採用は但馬で最初であった。車内は狭いので大きな荷物は車の後尾に結びつけて走った。運賃は片道一人一円で、冬期積雪期間は二〇銭増であったというから、非常に高額であった。

沿線の住民は、はじめて見る自動車に喜び、これまでは徒歩が主で、せいぜい自転車で江原に出ては、帰りは坂道で苦勞したのに、これからは坐ったままで往復できるし、将来の西気谷の産業と文化の振興に向けて、大きく夢と希望をふくらませたのであった。

この路線のバスは、昭和七年（一九三二）ごろから二〇人乗りのバスに切替えられはじめ、江原——豊岡間にもこれを走らせた。このとき運賃は一円から三〇銭に、途中乗車はどこでも二〇銭と大巾値下げされたので乗客は一挙に激増したという。かくして文明の利器の普及により、住民の生活は次第に利便を増しつつあった。

大正十三年（一九二四）の資料によると、旧日高町内に自動車が七台ある。これが昭和五年（一九三〇）には一六台に増加している。当時は自動車は非常に高価な貴重品であった。車種はT型フォードで二トン積であって価格は一台二千数百円から三千円したという。

故老の話によると、日露戦争が終った直後の頃、江原から上郷

表49 江原自動車路線

区 間	開設年月日
江原一栃本	大正11. 12. 28
江原一豊岡	12. 7. 19
栃本一栗栖野	13. 3. 3
久田谷一栗山	昭和 7. 5. 10
豊岡一城崎	7. 10.
江原一出石	13.
江原一八代	15. 3. 1

に向けて鉄のどす黒い異様なものが走って来て、それが出石の方に走り去ったので、それを見た沿道の人
は、凄い怪物が走ると肝をつぶして驚いたという。数日後の新聞に、あれが自動車というもので、日本に輸
入された五台目のもので、皇居の堀に落ちたものと同型で、戦勝祝賀と、車の宣伝にやって来たものであ
る、との記事がのったそうである。これが日高町を走った最初の自動車であると思われるが、その後の自動
車の普及のテンポは案外ゆるやかなものであったというべきであろう。

江原自動車とタクシー営業

大正十一年（一九二二）十二月二十八日、江原自動車株式会社が設立され、
幌型六人乗り乗合バスで江原・栃本間を開通営業したことは前項でのべた
が、大正十三年（一九二四）四月、出石自動車会社を合併し、以後営業路線は表49の通り拡大営業されてい
った。昭和十四年（一九三九）十一月三十日、全但バスに合併し、江原
営業所となり一方タクシー営業もつぎつぎにできてきた。昭和四年（一
九二九）久斗には、綿貫自動車ハイヤー部ができたが、昭和十年（一九
三五）には江原自動車に合併し昭和三十一年（一九五六）九月、日置
に、丸西タクシーが設立され昭和三十六年（一九六一）には、江原駅前
に山陰観光タクシー江原営業所ができた。